

平成20年7月26日
県境再生対策室

6月26日に実施した田子町住民説明会について (概要)

1 日時

平成20年6月26日(木) 午後6時10分から午後8時30分まで

2 場所

田子町上郷公民館

3 報告・説明事項

- (1) 平成19年度までの原状回復対策事業の実施状況について
 - ・平成19年度までの撤去状況
 - ・平成19年度環境モニタリング調査結果
- (2) 平成20年度以降の撤去計画について
 - ・平成20年度以降の撤去計画について
 - ・当面の運搬タイムテーブル
- (3) 原状回復対策推進協議会における環境再生の議論の経緯について

4 概要(質疑応答)

(1) 単位体積重量関係

- ① 当初の実施計画における単位体積重量の見通しの甘さについて

【回答要旨】

当時の単位体積重量 1.0 t/m^3 は、高密度電気探査、ボーリング調査の結果等に基づく廃棄物の性状等を踏まえたものであり、妥当であったと考えている。

また、一次撤去において撤去した廃棄物は、現場の廃棄物全体を代表するものではないと考えられたため、見直しできなかった。

平成19年度からは鉛直遮水壁工事に伴って掘削した廃棄物を搬出したが、これらは掘削した廃棄物であり、 67 万 m^3 全体を代表するものと考えられることから、 1.5 t/m^3 程度としたものである。

- ② 今後の変更の可能性について

【回答要旨】

今後、掘削が進むことによって、単位体積重量は変更する可能性がある。

(2) 事業費及び実施計画関係

- ① 単位体積重量の変更に伴う事業費の増加について

【回答要旨】

これまでの加熱処理に費用の安い埋立処理を組み合わせることなどによって当初事業費の範囲内に収めることとしている。

- ② 単位体積重量の変更に伴う実施計画の変更について

【回答要旨】

実施計画の変更要件は、区域、処理方法、処理期間、処理費用などを変更する場合であり、廃棄物量は容量 (m³) で表記しているため、現時点で変更の予定はない。

(3) 普通産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分

- ① 国の補助率が高い特別管理産業廃棄物を少なくし、普通産業廃棄物を多くした理由について

【回答要旨】

特別措置法では、特別管理産業廃棄物と医療系廃棄物を含む廃棄物などが有害産業廃棄物とされていることから、有害産業廃棄物を61万m³、その他廃棄物を6万m³と見込んでいた。

その後、医療系廃棄物は投棄されてから年数が経過し、有害性や感染性がなくなっていると考えられるとの国からの通知を受け、医療系廃棄物が含まれるだけで有害産業廃棄物とされた28万m³とその他廃棄物6万m³を合わせた34万m³を普通産業廃棄物としたものである。

(4) 環境再生について

- ① 環境再生を進めるに当たっての田子町の意見の取扱い

【回答要旨】

田子町の意見集約結果については、県のホームページによるアンケート結果と同様に県民意向の1つとして位置付け、今年9月の原状回復対策推進協議会に報告していただき、総合的に検討することとしている。

- ② 今年9月までに、田子町としての意見を集約しなければならない理由について

【回答要旨】

平成20年度の後半又は来年度の前半に地山が出る予定であり、地山が出る前に方向性を決めておくことで、環境再生の取組を円滑に進めることが可能となる。

- ③ 岩手県と一体となった取組の推進について

【回答要旨】

岩手県では、今年度は検討する予定がないとしているが、岩手県との協議も当然ある。一体として進めていけるものは進めていく。整理しながらやっていきたい。

- ④ ハコモノをつくる場合の事業主体、管理主体について

【回答要旨】

事業主体、管理運営主体の位置付けも含め、様々な意見をいただきたいと考えており、現時点では白紙である。